

第10期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務に係る
公募型プロポーザル 審査基準

大津町健康福祉部 介護保険課

プレゼンテーション審査

①評価項目、評価内容及び配点

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------|--|----|
| 1 業務経歴 | 過去に同様の業務又は類似の実績が豊富であり、発注者の要請に応じることができる能力を有し、業務の確実な実施が期待できるか | 10 |
| 2 業務実施体制 | 業務遂行にあたって適切な人員及び組織体制を確保しているか | 10 |
| 3 提案内容 | 国等の高齢者福祉施策の現状と展望について、的確に把握しているか | 10 |
| | 各種調査結果やデータをもとに、的確かつ専門的な分析を行うことができるか | 10 |
| | 大津町の特性と課題を把握し、3つの計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)の一体的な視点から具体的な提案がなされているか | 15 |
| | 計画策定に対する独自の優れた視点や企画力があるか | 15 |
| | 策定委員会や庁内会議、パブリックコメント等の支援が十分であるか | 10 |
| 4 見積額 | 事業金額が適正な見積となっているか | 5 |
| 5 プレゼンテーション | 企画提案書等の資料について、わかりやすい構成提案がされているか | 5 |
| | 積極的に取り組む意欲が感じられるか | 5 |
| | 質問に対しわかりやすく適切な回答がなされているか | 5 |

②審査手順

審査にあたっては、評価基準に基づき採点し、総合評価点の最高得点の提案者を受託候補者に選定する。採点にあたっては、選定委員会委員がそれぞれ採点し、それらの合計点により点数を算出する。